

西宮市緑地保全・緑化推進法人の指定等に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「法」という。)第69条第1項の規定に基づく緑地保全・緑化推進法人(以下「推進法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進法人の指定)

第2条 市長は、推進法人の指定の申請(第1号様式)があったときは、次に掲げる基準に照らして審査し、適合すると認められるときは法第69条第1項の規定に基づき推進法人として指定するものとする。

(1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社であること。

(2) 事業執行体制が、法第70条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができること。

(3) 法第70条各号に掲げる業務を的確かつ円滑に行うために必要な経済的基礎を有すること。

2 市長は、推進法人の指定の決定にあたっては、幅広い視点からの審査を行うため、第三者機関として審査委員会を設置して意見を聴くことができる。

(指定の通知及び告示)

第3条 市長は、前条の規定により推進法人を指定したときは、(第2号様式)により申請者に通知し、並びに法第69条第2項の規定により当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を告示するものとする。

(名称等の変更の届出)

第4条 市長は、推進法人が当該指定に係る業務内容及び当該法人の代表者を変更しようとするときは、あらかじめ、その内容について緑地保全・緑化推進法人業務等変更届出書(第3号様式)の提出を求めるものとする。

(改善命令等)

第5条 市長は、法第72条による改善に必要な措置の命令を行う時は、改善命令書(第4号様式)により行うものとする。

2 推進法人は、改善命令に基づき必要な措置を行ったときは、その内容を改善報告書(第5号様式)により、改善措置完了後すみやかに市長に報告するものとする。

(指定の取消)

第6条 市長は、法第73条第1項の規定による推進法人の指定の取り消しを行う時は、指定取消書(第6号様式)により行うものとする。

(業務報告等)

第7条 市長は、推進法人に対して毎事業年度の事業開始前に、業務計画書及び活動予算書を提出するよう求めるものとする。

2 市長は、推進法人に対して、毎事業年度の終了後3月以内に、業務活動報告書及び活動収支計算書を提出するよう求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。